京都市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、京都市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において使用する用語の例によるものとする。

２　この要綱において補助の対象とする「介護ロボット等」とは、次の⑴から⑶の全ての要件を満たすものをいう。

⑴　目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」、「機能訓練支援」、「栄養管理支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

⑵　技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等をいう。）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

⑶　市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

（補助対象事業）

第３条 補助金の対象となる事業は次のとおりとする。

⑴　介護ロボット等導入支援事業

別表１の第２欄に掲げる補助対象事業所等に介護ロボット等を導入する事業。

⑵　ＩＣＴ導入支援事業

別表２の第２欄に掲げる補助対象事業所等にＩＣＴを導入する事業。

⑶　介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

別表３の第２欄に掲げる補助対象事業所等に介護ロボット等やＩＣＴを複数組み合わせて導入する事業。

（補助対象事業者）

第４条　補助金の対象となる事業者は、本市内において別表１から別表３の第２欄に規定する施設等を現に運営する障害福祉サービス事業者等であって、市長が適当と認めるものとする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の対象経費は、別表１から別表３の第５欄及び留意事項に定める経費とする。

（補助金額の算定基準）

第６条　補助額は別表１から３の第３欄に規定する基準額と第５欄に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額に、第４欄に規定する補助率を乗じて得た額の合計額を補助金額とする。なお、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、京都市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金交付申請書（第１号様式）（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に指定する期日までに市長に提出するものとする。

⑴　事業計画書及び積算内訳書

⑵　複数の業者から徴した見積書の写し

⑶　歳入歳出予算書
⑷　その他参考となる書類

（補助金の交付決定）
第８条　市長は、前条の申請書を受理した場合は、受理した日から３０日以内に条例第１０条各項の決定を行い、京都市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請事業者に対して通知するものとする。

（交付の条件）
第９条　補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。
⑴　本補助金は、申請事業者が行う本事業に係る経費以外に支出してはならない。
⑵　事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
⑶　事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
⑷　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
⑸　事業により取得し、又は効用の増加した単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適化法施行令」という。）第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
⑹　市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納入させることがある。
⑺　本事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
⑻　補助金の交付後、法人が消費税及び地方消費税を申告し、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第３号様式）により速やかに、市長に報告しなければならない。
　なお、法人が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。また市長は、報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。
⑼　事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了日（事業の中止又は取消しの決定を受けた場合は、その決定を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価３０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
⑽　この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく負担金又は補助金を受けてはならない。
⑾　本事業に係る事業実績報告書を事業完了後、速やかに市長に提出しなければならない。
⑿　本事業については、条例により検査することがある。
⒀　上記各号の他、補助金はこの要綱に定める各条項に従って使用しなければならない。
⒁　上記各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（交付決定の変更及び中止）
第１０条　第９条の規定による補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更（補助対象経費の増額を伴う変更以外の変更とする。また軽微な変更は除く。）、中止、廃止しようとするときは、速やかに京都市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金交付変更承認（中止・廃止）申請書（第４号様式）に必要書類を添えて

市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえ、交付決定の変更承認又は取消を決定し、京都市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金交付変更承認書（第５号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付決定取消し及び補助金の返還）
第１１条　市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。
⑴　虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたことが明らかとなったとき。
⑵　第９条各号に規定する条件のいずれかに違反したとき。

（実績報告）
第１２条　条例第１８条の規定による報告は、事業完了後速やかに、市長に対し、京都市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金事業実績報告書（第６号様式）（以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。
⑴　実績報告様式及び経費報告書
⑵　補助対象経費に係る請求書及び納品書
⑶　歳入歳出決算（見込）書
⑷　その他参考となる書類

（補助金の額の確定等）
第１３条　市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、内容を審査し、適正と認められたときは、交付すべき補助金の額を決定し、京都市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金交付額確定通知書（第７号様式）を補助事業者に交付する。

（報告等）
第１４条　市長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者又は交付を受けた補助事業者に対し、その補助事業の実施状況について、指示し報告を求め又は審査することができるものとする。

（使用状況の報告及び公表）
第１５条　補助事業者は、客観的かつ定量的な指標に基づいて、介護ロボット等及びＩＣＴ機器の導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について記録し、京都市障害福祉分野における介護テクノロジー使用状況報告書（第８号様式）に、事業報告書を添えて、別に定める日までに市長に報告するものとする。
２　補助事業者は、導入した介護ロボット等及びＩＣＴ機器の製品内容や導入効果等について、ホームページ等で公表するものとする。

附則
この要綱は、令和８年３月６日から施行し、適用する。

附則
この要綱は、令和８年４月１４日から施行し、適用する。